

平成 2 9 年

寒河江市農業委員会第 8 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第8回総会

日 時 平成29年7月25日（火）午前9時00分  
会 場 市役所 議会会議室

### 出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
10 番 奥 山 浩 二	11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之
13 番 眞 木 早百合	14 番 新 宮 しのぶ	15 番 鈴 木 久 一
16 番 石 山 邦 一	17 番 菅 井 孝 一	18 番 木 村 三 紀

### 事務局

事 務 局 長 原 田 真 司	事 務 局 長 補 佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 佐 藤 陽 一	総 務 係 長 高 子 英 晴
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

### 議事

- (1) 議第32号 寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (2) 議第33号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第34号 事業計画変更申請書の審議について
- (4) 議第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (6) 議第37号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時12分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第8回総会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

木村議長            それではまず総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長            それでは、4番・土屋喜久夫委員、5番・加藤友康委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

（報告事項朗読）

木村議長            ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

木村議長            ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長                    それでは早速、議事に入ります。

木村議長                    議第32号から議案を上程します。

(1) 議第32号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」

(2) 議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(3) 議第34号「事業計画変更申請書の審議について」

(4) 議第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(5) 議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(6) 議第37号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第32号から議第37号まで一括上程します。

木村議長                    初めに、議第32号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」をお願いします。事務局。

事務局（総務主査）        私から、議第32号についてご説明をさせていただきます。

去る7月20日午後1時15分から、寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会を開催していただきました。

評価委員といたしましては、新両常任委員長、それから学識経験者としまして前農業委員会会長職務代理者、それから両常任委員長、それに農業委員会事務局長が入りまして、6人での評価委員会となりました。

今回の農地利用最適化推進委員候補者につきましては、9

つの地区にそれぞれ1名の定員で募集をしましたところ、白岩地区については2名、それ以外についてはそれぞれ1名の応募がございました。応募につきましては、全て団体推薦ということでの応募でございました。

この評価委員会の中では、1名だけが応募しました8つの地区につきましては、その応募者が農地利用最適化推進委員に適しているかどうかをまず評価いただきました。

そして、白岩地区に応募されました2人につきましては、どちらがより農地利用最適化推進委員として委嘱するに適しているかということでの評価をお願いいたしました。

評価に当たりましては、「見える化」と申しますか、皆様が見てわかりやすいように、応募用紙にありました項目をそれぞれ担当地域からの信認度、それから本市及び担当地域の農業に関する識見、農業経営の経歴・実績という観点で点数化をいたしまして、まず事務局からお示しをさせていただきました。皆様に、A3判の大きい用紙の資料ということになりますが、こちらをご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

それで、担当地域からの信認度につきましては、団体推薦と個人推薦について、上の欄の書いてあるように、10点、5点という点数をつけております。

それから、本市及び担当地域の農業に関する識見としましては、市全域等の農業関係団体の要職、それから応募地区の全体を網羅するような農業団体の要職についている方については3点。農事実行組合ですとか住んでいるところの地区の役職等につきましては2点。それから、今回元JAの職員という方に2名ほど応募していただいております。JA職員時代に農業に関する識見とか地域の農業情勢については十分知っていらっしゃるということで、3点を与えるという形で点数化をしております。ただ、たくさんの役職を兼務なさって

いらっしゃる方がいますので、この部分で与えられる点数は最高10点という形で打ち切りをさせていただくということでございます。

それから、農業経営の経歴と実績というのは、単純に事務局でも把握することが難しいものですから、応募書の中にありました経営面積を点数化しております。寒河江市の平均耕作面積が農業センサスでは150アール、1町5反ということで出てきておりますので、それをもとにしまして、この1町5反の2倍以上の耕作をしている方については5点。大体2倍ぐらいという方については4点。平均程度という方については3点。平均未満、平均の2分の1以上という方については2点。平均の2分の1以下という方については1点ということです。

それから、認定農業者である場合は、農業に対する意欲があるということで5点をプラスするという見方で、ずっと点数で評価しております。

それが左の評価項目の下にあります合計点数ということで、30点満点中何点になっているかということをもとにまずごらんいただきまして、これを参考にしながら、この方々が農地利用最適化推進委員に適しているかどうかというご協議をいただきました。

この協議の結果、点数の若干低い方もいらっしゃいますが、それぞれの地域については十分信認を受け、農業に関する識見もあると、意欲的であるということで、8名の方は全て農地利用最適化推進委員に適しているという評価報告をいただいております。

その後、白岩地区の任命につきまして同じような評価方法の点数を見ていただきながら、どちらのほうに適しているかということでご協議をいただきました。

両者とも団体推薦、それから応募用紙等にありました役職

等につきましても点数としては同点でございますが、やはり点数として差がつきますのは耕作面積、それから認定農業者であるかどうかという点でございますが、評価委員の皆様から出された意見につきましては、認定農業者ということで農業に対する意欲が非常に高いという点、これをまず考えなければいけないでしょうということ。それから、プラスアルファしまして、年齢の部分。若手にやはり活動していただくということを考えたほうがいいのではないかとということで、こちらの菊地健さんのほうを評価委員会は推薦するということでご報告をいただきました。

これに基づきまして、本日この9名の方の委嘱についての議案を上程させていただいております。

以上です。よろしく申し上げます。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第32号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第32号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、農地利用最適化推進委員への委嘱状を交付しま

すので、その間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時29分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。  
菅井会長職務代理人、よろしくお願いします。菅井委員。

菅井委員 17番、菅井です。

去る7月21日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第4条の許可申請案件1件を実施し、審査しました。

議第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位7番寒河江地区のアパート建築用敷地への転用案件です。申請地は、都市計画区域内の用途地域内の土地区画整理事業が図られたところにある農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

そのほか申請された案件については全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長 どうもご苦労さまです。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。審査時間に



については30分程度としまして、10時までとします。それでは地区審査の間暫時休憩します。

なお、推進委員の方も地区審査会に参加して、どういう流れでいくかということ見ていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 10時01分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、影沢委員をお願いします。影沢委員。

影沢委員 6番、影沢です。

議第33号農地法第3条の規定による許可処分について、5ページをお開きお願いしたいと思います。

(議案書順位32番朗読)

この件について、7月18日、相原委員と現地を確認しました。現地については■■■■さんの水田の隣の水田でありまして、何も問題ないと判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位 3 3 番、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 3 3 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第 3 4 号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9 番、佐藤義広です。

議第 3 4 号事業計画変更申請書の審議について、7 ページをお願いします。

(議案書順位 2 番朗読)

これにつきまして、7月18日、菅井代理と現地を調査してきました。申請のとおりであれば何も問題はないとみてまいりました。また、地区審査でも異議はありませんでした。  
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局からお願いいたします。

事務局 (農地主査)

順位 2 番は、駐車場用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地転用は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

なお、議第 3 6 号農地法第 5 条の順位 2 4 番での審議もお願いいたします。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第 3 4 号「事業計画変更申請書の審議について」、原案の

とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第34号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員 はい、議長。9番、佐藤です。

議第35号事農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について。

(議案書順位7番朗読)

この件については、7月21日、事前審査会により現地を調査しております。周辺地域は住宅地であり、申請どおりであれば何ら問題はないと思われれます。地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位8番朗読)

この件につきまして、7月18日、菅井代理と現地を調査してきました。現地はカワチ薬局寒河江店の駐車場の隣にあり、申請事由どおりであれば何ら問題はないと見てまいりました。また、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長                    ありがとうございました。

                              続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）      順位 7 番、順位 8 番はそれぞれアパート建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地転用は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

                              以上です。

木村議長                    ご苦労さまでした。

                              これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

                              （発言なし）

木村議長                    ないようですので、それでは採決します。

                              議第 3 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

                              （全員挙手）

木村議長                    全員賛成ですので、議第 3 5 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長                    次に、議第 3 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可

申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について、11ページをお願いします。

(議案書順位24番朗読)

この件につきましては、7月18日、菅井代理と現地を調査して、申請事由どおりであれば何ら問題はないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位25番朗読)

この件につきまして、7月18日、菅井代理と現地を調査してまいりました。周辺地域は既に住宅地であり、申請事由どおりであれば何ら問題はないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位28番朗読)

この件につきましても、7月18日、菅井代理と現地を調査してまいりました。譲渡人の孫に当たる譲受人が住宅を建てるということで、申請事由どおりであれば何ら問題はないと見てまいりました。また、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、土田委員お願いします。

土田委員

7番、土田です。

12ページをお願いいたします。

(議案書順位29番朗読)

この件につきまして、7月16日、加藤委員と現場を確認してきたところであります。三共設備工業が周辺において公共事業を行うに当たりまして資材置き場を模索しておりましたところ、この場所を選定したところでありますけれども、工期が7月4日から8月31日までということで迫っていた関係で、いわゆる事前着工になっているところであります。ただ、市長宛てに代表取締役の名前でこれまでの経過報告、謝罪文も出されておりますので、工期内に終わって返却されれば何ら問題はないということで確認してきたところであります。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、石山委員お願いします。石山委員。

石山委員

はい、議長。16番、石山邦一です。

11ページ。

(議案書順位27番朗読)

この件につきまして、7月17日、柏倉吉美委員と現地を

確認してまいりました。現地は陵南中学校のグラウンドの西側、北側をアパート、南側を道路に挟まれておりまして、申請どおりであれば問題はないものと思われまます。貸人と借人は親子関係にありまして、問題ないものと思われまます。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。

11ページをお願いします。

(議案書順位26番朗読)

この件に関して、7月16日、猪倉委員と現地を調査してまいりました。現地は国道287号沿いで、ダイゴ建設事務所の前の土地であります。社長とも話をしましたけれども、申請どおりであれば問題ないと判断してまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査)

順位24番は駐車場用敷地の転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途区域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地転用は問題ないと考えまます。



順位 2 5 番、順位 2 8 番は住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途区域にある農地で第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地転用は問題ないと考えます。

順位 2 6 番は資材置場用敷地への転用になっております。申請地はおおむね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですけれども、既存施設の拡張、既存施設に隣接し、拡張部分の面積が既存施設の 2 分の 1 を超えないので、農地転用は問題ないと考えます。

順位 2 7 番は共同住宅建築用敷地の転用になっております。申請地は都市計画区域内の上下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね 5 0 0 メートル以内に 2 つ以上中学校、病院等の公共施設等がある区域にある農地で第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地転用は問題ないと考えます。

順位 2 9 番は工事用資材置場用敷地への転用、一時転用になります。申請地は都市計画区域内の上下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね 5 0 0 メートル以内に 2 つ以上中学校等の公共施設等がある区域にある農地で第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地転用は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第36号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第37号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第37号「農用地利用集積計画書の審議について」、15ページをお願いします。

(議案書朗読)

この件は、これまで使用貸借権でしていたものを所有権移転ということで、引き続き施設園芸として利用するものと思われまます。それ以外に問題はないと考えます。また、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上です。

木村議長 ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、それでは採決します。  
議第37号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第37号は原案のとおり決定いたしました。  
これで本日上程されました議案については全て議決されました。  
以上をもちまして、本日の総会を終了します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分

平成29年7月25日

第8回総会 議長.....

議事録署名委員 4番委員.....

議事録署名委員 5番委員.....